

平成 15 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 スミダ コーポレーション株式会社
代 表 者 名 取締役社長 八 幡 滋 行
(コード 6817 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション センター 岩 崎 啓
(TEL. 03 - 3667 - 3381)

株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づき、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 3 月 22 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。本ストックオプション・プランの実施概要は以下の通りです。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社連結子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や志気を喚起することならびに当社及び当社連結子会社の業績向上に貢献した取引先・提携先及びこれらの関係当事者の報酬の一部とすることを目的として、商法第 280 条ノ 20 及び 280 条ノ 21 の規定に基づき、株主以外の者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 発行する新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当対象者

当社及び当社連結子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員ならびに取引先・提携先及びこれらの関係当事者であり取締役会が定めた者。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,400,000 株を上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。))

(3)発行する新株予約権の総数
14,000 個を上限とする。

(4)新株予約権の発行価額
無償とする。

(5)新株予約権行使に際して払込をなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の前 10 営業日 (終値のない日を除く) の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均の金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値 (終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合 (時価発行による公募増資の場合、ならびに新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む) 及び商法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 128 号) による改正商法付則第 7 条により同改正前の商法の例によるものとされる新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く) は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併をする場合、会社分割を行う場合、株式交換、または株式移転を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6)新株予約権の行使時期
平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日とする。

(7)新株予約権の行使条件

- (ア) 当社または当社連結子会社の取締役、執行役、監査役、あるいは従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社連結子会社の取締役、執行役、監査役、あるいは従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。
- (イ) 新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約書に定めるところにより権利行使することができる。
- (ウ) その他の条件は、取締役会により決定する。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

- (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (イ) 新株予約権者が権利行使をする前に新株予約権割当契約書に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。
- (ウ) 当社は、いつでも当社が所有し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

以上